

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年8月1日

香川県監査委員	平	木	享
同	水	本	勝
同	鍋	嶋	明
同	野	田	峻
	司		

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃県税事務所	平成20年4月17日
中讃県税事務所	平成20年4月18日
西讃県税事務所	平成20年4月23日
広聴広報課	平成20年6月5日
国際課（パスポートセンター）	〃
職員課（健康管理室）	〃
総務事務集中課	平成20年6月10日
人事・行革課	〃
自治研修所	〃
県民活動・男女共同参画課（県民室）	〃
青年センター	〃
総務学事課	平成20年6月11日
危機管理課	平成20年6月12日
消防学校	〃
人権・同和政策課	平成20年6月18日
秘書課	〃
税務課	〃
消費生活センター	平成20年7月18日
文書館	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

- (ア) 行政財産目的外使用料に係る収入調定について、長期間にわたり調定期を遅延していた。(総務学事課)
- (イ) 不動産取得税において、地方税法に定められた特例措置の適用に関し、一部の土地取得について不適正な処理が行われていたので、今後このようなことがないように、適正な事務処理を行う必要がある。(税務課)
- イ 超過勤務手当の支給について
職員に対して所属長から超過勤務命令が出され、当該所属長が超過勤務等命令簿により、登庁・退庁時刻を確認したにもかかわらず、超過勤務手当が支給されていないものがあつた。県は、実績に応じた超過勤務手当を支給する必要がある。(総務学事課)
- ウ 物品の管理について
 - (ア) 公用自動車リースバック車両となったが、不用品決定何書が作成されておらず、借入品出納簿にも登記されていなかった。(青年センター)
 - (イ) 貸付物品について、廃棄処分が香川県会計規則に定める手続を経ないで行われているものがあつた。(職員課)
- エ 契約の締結について
廃棄物収集処理業務について、長期継続契約の対象にならないにもかかわらず、長期継続契約を締結していた。(文書館)
- (3) 検討指示事項
 - ア 県税等に係る収入未済額について
県税及び延滞金等の税外収入に係る収入未済額の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図るなど、積極的な徴収に努めているが、引き続き効果的な徴収確保対策を講ずる必要がある。(税務課)
 - イ 補助金の交付について
四国納税貯蓄組合総連合会定時総会に係る補助金については、今後、公益上の必要性について十分に判断するとともに、補助対象範囲が具体的かつ明確となるよう補助金交付要綱等の見直しについて検討する必要がある。また、香川県納税貯蓄組合連合会補助金の交付についても、補助対象範囲が具体的かつ明確となるよう、補助金交付要綱等の見直しについて検討する必要がある。(税務課)